

下関市監査委員公表第1号
令和6年(2024年)1月22日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 秋 森 和 也
同 木 本 暢 一
同 田 中 義 一

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
総務部	防災危機管理課、職員課、資産経営課、契約課
市民部	市民サービス課、6支所（長府・王司・清末・小月・王喜・吉田）

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

総務部、市民部
令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りに

より行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

総務部、市民部

令和5年11月1日から同年12月31日まで

6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

総務部 防災危機管理	
[指摘事項]	(1) 資金前渡で支出した災害見舞金について、金銭出納帳に記載された支払の日付及び金額と受領書の日付及び金額が整合しないものが見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。 (2) 資金前渡で支出した旅費の精算書に、領収書等が添付されていなかった。所管課に確認したところ、支出の際に、資金前渡と概算払を混同して誤って起案したためとのことであった。支出事務に係るチェックを強化されたい。
[意見]	なし
総務部 職員課	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
総務部 資産経営課	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
総務部 契約課	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
市民部 市民サービス課	

	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
<p>市民部 6支所</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 王司支所において、会計管理者の事務の一部を出納員等に委任した場合は、地方自治法第171条第4項後段の規定により、委任した旨を直ちに告示することとされているが、告示をしていなかった。適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>

以上